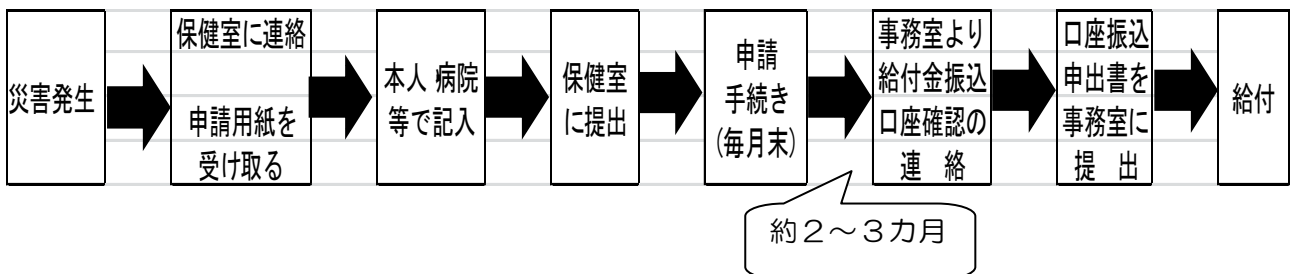


## 独立行政法人 日本スポーツ振興センター 災害共済給付金請求手続きについて

独立行政法人・日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」とは、学校管理下での災害（負傷など）について、医療費等を給付する制度で、本校では入学当初から全員に加入していただいております。

学校管理下での負傷等で医療機関を受診した場合は、学校が教育委員会を通して、スポーツ振興センターに給付金を請求しますので、以下の手順に従って必要書類を学校に提出してください。

### 手続きの手順



- ※ 給付対象は、初診から治ゆまでの医療費総額が5,000円以上（たとえば医療保険を使用した時の負担割合が3割の場合、窓口で支払った金額が1,500円以上）の場合となります。
- ※ 原則として、療養に要する費用の額の4/10が給付されます。
- ※ 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間です。
- ※ 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないと、時効によって請求権がなくなります。